

豪州入国時のハイリスク持ち込み禁止物品申告を怠った場合の罰則強化（2021年1月1日から実施）

● 11月11日、リトルプラウド連邦農業・干ばつ及び緊急事態対応大臣は、タッジ連邦移民・市民権・移民サービス・多文化問題大臣代行との連名によるメディア・リリースにて、バイオ・セキュリティ・リスクの高い物品（以下「ハイリスク物品」。（注：缶詰ではない食肉や生きている植物（live plant material）など）の申告を怠った者に対する罰金の大幅な引き上げと査証の取消処分適用拡大を発表しました。

1 11月11日、リトルプラウド連邦農相は、タッジ連邦移民大臣代行との連名によるメディア・リリースにて、世界でも最高品質の農業産品生産国として、豪州国民の健康、環境及び競争力のある農業を脅かす病害虫から守るためとして同日成立した関連連邦法に基づき明2021年1月1日より、バイオ・セキュリティ・リスクの高いハイリスク物品の申告を怠った者に対する罰金の大幅な引き上げと査証の取消処分適用拡大を発表しました。メディア・リリースの詳細（英文のみ）は以下を参照ください。

<https://minister.awe.gov.au/littleproud/media-releases/joint-media-release-dont-be-sorry-just-declare-it-new-penalties-travellers-who-dont-declare-high-risk-biosecurity-goods>

具体的な罰金及び査証取消の内容は、次のとおりです。

（1）2021年1月1日から、豪州の国際空港・港湾到着時にハイリスク物品の申告を怠った入国者に対し、リスクの程度に応じて、防疫官は最高罰金額2,664豪ドルの違反通知を発行することが可能になります（現在はリスクの程度にかかわらず444豪ドル）。

（2）バイオ・セキュリティを理由とする査証取消権限も、現在は観光査証のみに適用されるものが、2021年1月1日以降、学生査証及び一時就労査証に拡大して適用されることとなります。

2 ついては、豪州入国に当たっては、豪州が動植物検疫が極めて厳格であることを良く認識し、渡航前に持ち込み禁止物品をよく確認し、同物品を持ち込まないよう、また万一持ち込むこととなる場合には適切に申告するよう、これまで以上の注意が必要です。持ち込み禁止物品については、以下の駐日オーストラリア大使館のHP（日本語）をご参照ください。

https://japan.embassy.gov.au/kyo/japanese/quarantine_jp.html

また、これらハイリスク物品等（英文のみ）については、以下州政府HPをご覧ください。

www.agriculture.gov.au

www.legislation.gov.au

この領事メールは、在留届にて届けられたメールアドレスおよび「たびレジ」に登録されたメールアドレスに自動的に配信されています。

<問い合わせ先>

在ブリスベン日本国総領事館

住所：Level 17, 12 Creek Street, Brisbane QLD4000

電話：07 3221 5188 / FAX 07 3229 0878

※「たびレジ」簡易登録をされた方でメールの配信を停止したい方は、以下の URL から停止手続きをお願いいたします。

<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/simple/delete>

また、「たびレジ」は日本国籍の無い方でも登録可能ですので、本メールの受領を希望する方には、是非「たびレジ」登録をご案内下さい。

(良くある質問) <https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/faq.html>